

里庄町手話施策推進方針

令和3年9月1日 策定

里庄町手話言語条例（平成31年里庄町条例第1号）第6条第2項の規定に基づき、里庄町における手話に対する理解の促進と手話の普及を図り、手話が使用しやすい環境を整えるために施策の推進方針を次のとおり定める。

1 施策の方針

手話に対する理解の促進と手話の普及により手話が使用しやすい環境を整え、手話を必要とする人があらゆる機会に社会参加でき、全ての町民と共生することのできる地域社会の実現をすべく、施策を推進する。

2 推進施策

（1）手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

- ア 手話が言語として認知され、町民や事業所の手話への理解が深まるようにリーフレットの配布やホームページに手話動画をアップロードし啓発を行う。
- イ 就学前教育保育施設や小中学校などに手話通訳者等を講師として派遣し、手話の大切さを理解する機会を提供する。
- ウ 事業者が行う手話に関する取組みを支援する。

（2）手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策

- ア 町の行事や放送等に、手話通訳を派遣する。
- イ 情報通信技術を用いた遠隔手話通訳サービス等を実施する。

（3）手話を学ぶ機会の提供に関する施策

- ア 手話で伝えあう楽しさを知り、ろう者と日常会話ができるようになるための手話奉仕員養成講座を開催する。
- イ ろう者の暮らしや権利、命を守る業務を遂行する手話通訳者養成に向けたサポートを行う。

（4）手話による意思疎通支援に関する施策

ろう者が日常生活や社会参加等あらゆる場面で、手話でコミュニケーションをとり情報が取得できるように意思疎通支援事業を実施する。

（5）その他町長が必要と認める施策

前4号に掲げるもののほか、町長は、手話を普及するために必要な施策を講じるものとする。

3 その他

この方針は、ろう者その他関係者と各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直すものとする。